

## 「フィットテスト実施者養成研修」のお知らせ

中災防 中国四国安全衛生サービスセンターにおいて、3 月に開催すると発表されています。

- ① 事業場内のフィットテスト実施担当者（衛生管理者、特定化学物質作業主任者、保護具着用管理責任者、産業医、保健師など）
- ② 事業者の委託を受けてフィットテストを実施する外部機関等のフィットテスト実施者（作業環境測定機関の測定士、健康診断実施機関の検査技師など）を対象とした「マスクフィットテスト実施者養成研修【基本コース】」です。

### 【日程、開催地】

回	日 程	開 催 地
1	2022 年 3 月 16 日（水）	広島県広島市西区三篠町 3-25-30 中災防 中国四国安全衛生サービスセンター 3 階研修室
2	2022 年 3 月 17 日（木）	広島県広島市西区三篠町 3-25-30 中災防 中国四国安全衛生サービスセンター 3 階研修室

リーフレット・申込書（PDF 522KB）は、[こちら](#) をご覧ください。

詳細は、中災防 中国四国安全衛生サービスセンターHP

[「マスクフィットテスト実施者養成研修【基本コース】」](#) をご覧ください。

### （参 考）

金属アーク溶接等作業で発生する「溶接ヒューム」へのばく露による労働者の健康障害防止のため、令和 2 年 4 月 22 日に告示された改正特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」に、新たに呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認（以下「フィットテスト」）が定められ<sup>(※1)</sup>、確認方法も定められています<sup>(※2)</sup>

また、フィットテストの実施に当たっては、フィットファクタの精度等を確保するため、十分な知識及び経験を有する者（以下「フィットテスト実施者<sup>(※3)</sup>」）が実施することが求められています。

このため、「フィットテスト実施者に対する教育実施要領」が定められています。

なお、フィットテストの実施につきましては、令和 5 年 4 月 1 日施行となっています。

※1 特化則第 38 条の 21 第 7 項

※2 令和 2 年 7 月 31 日付け厚生労働省告示第 286 号 第 3 条

関係通達「令和 2 年 7 月 31 日付け基発 0731 第 1 号」が示されています。

※3 法令上、明確に示されているのは「十分な知識及び経験を有する者」であり、解釈として「改正特定化学物質障害予防規則に関する Q & A」において、問：「フィットテストによる確認は、誰がやってもよいか。」に対して、「労働安全衛生法令上、フィットテスト実施者の制限はありませんが、フィットファクタの精度等を確保するため、十分な知識及び経験を有する者が望ましく、例えば、保護具着用管理責任者が考えられます。」と回答が示されています。